

財務省・税関における取組状況

令和元年10月1日

財務省関税局

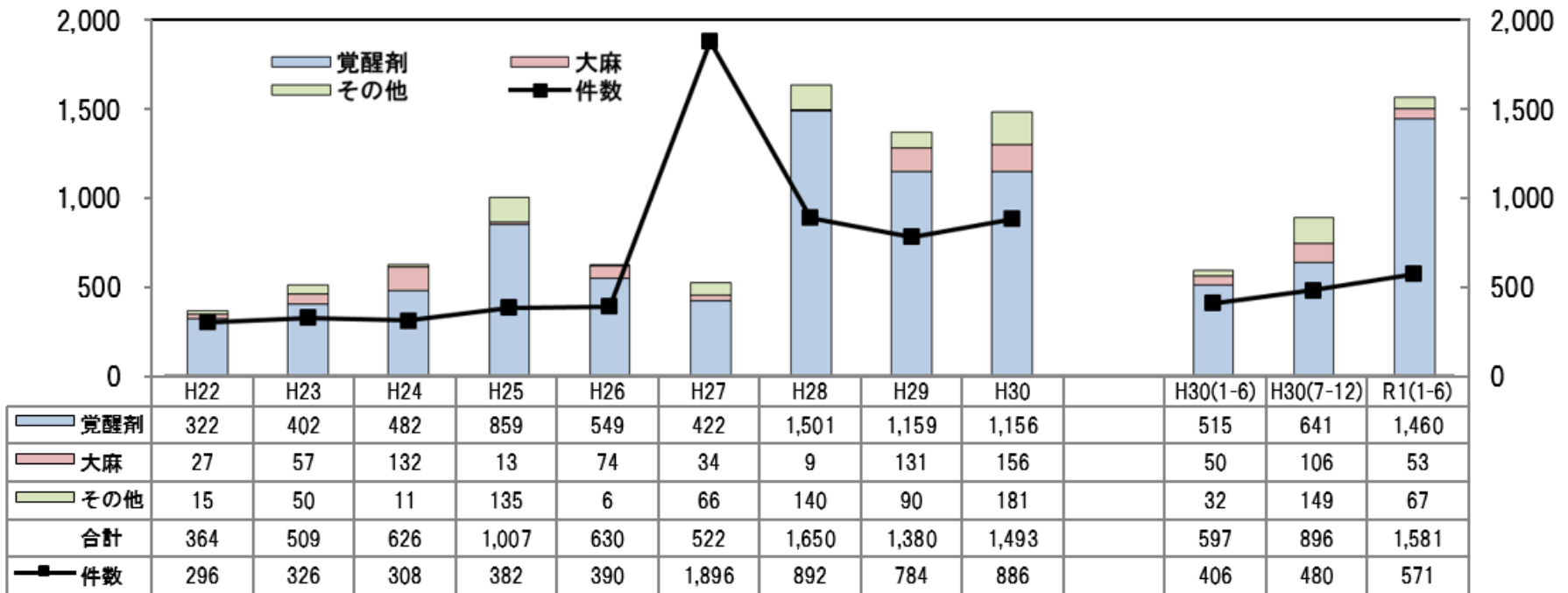
不正薬物全体の摘発状況 ～令和元年上半期～

- 不正薬物全体の摘発件数は571件(前年同期比41%増)、押収量は約1,581kg(前年同期比約2.7倍)
- 押収量は、上半期で既に1.5トンを超え、特に覚醒剤は史上初めて“4年連続の1トン超え”が確実

(摘発件数：件)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

(押収量：kg)



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。なお、指定薬物は平成27年4月に「輸入してはならない貨物」に追加された。平成30年、令和元年の数値は速報値。

- 覚醒剤の摘発件数は207件(前年同期比約3倍)、押収量は約1,460kg(前年同期比約2.8倍)と史上初めて“4年連続の1トン超え”が確実となる大量摘発
- 押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約4,867万回分、末端価格にして約876億円に相当

(事例1) 洋上取引 **《過去最高の押収量》**

鳥島南西方沖において洋上取引された**覚醒剤約1トン**を静岡県賀茂郡南伊豆町の海岸において摘発（令和元年6月・東京税関等）



(事例2) 航空機旅客

《航空機旅客で過去最高の押収量》

カナダから成田国際空港に到着したカナダ人旅客の携帯品から**覚醒剤約30kg**を摘発
(平成31年2月・東京税関)



(事例3) 航空機旅客 **《青森空港》**

韓国から青森空港に到着したオランダ人男女の携帯品から**覚醒剤約3kg**を摘発
(平成31年2月・函館税関)



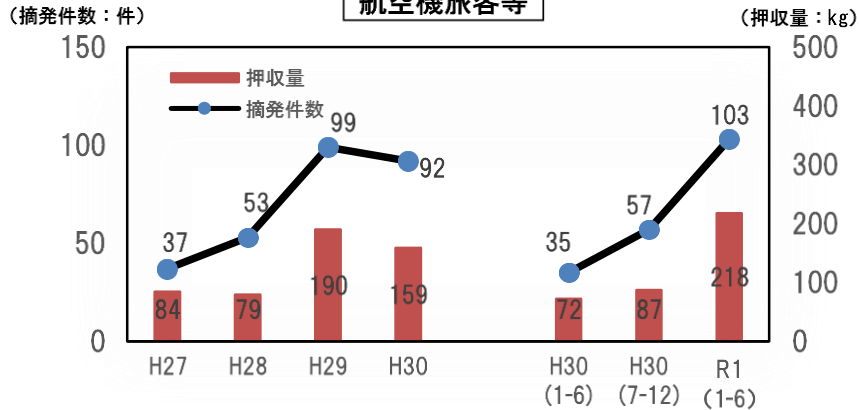
覚醒剤の密輸形態別の特徴

～令和元年上半期～

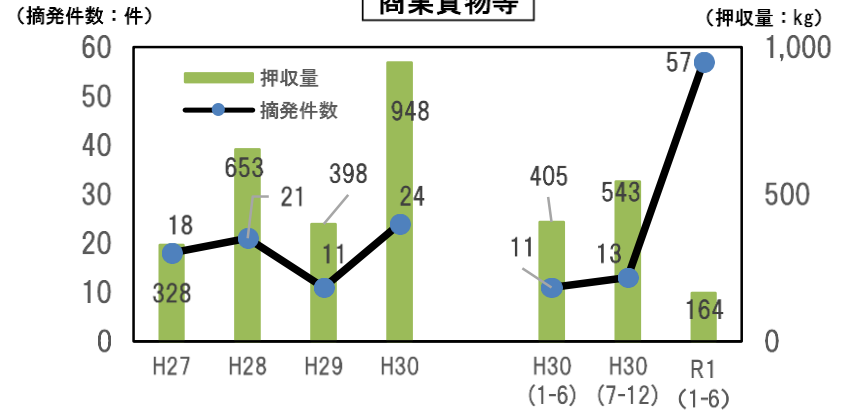
- 全体の摘発件数の約半数を航空機旅客等が占め、押収量についても前年同期比約3倍と大幅に増加
- 商業貨物及び国際郵便物は、摘発件数が増加したものの、商業貨物の押収量は減少
- 船員等（洋上取引を含む）の押収量は、著しく増加

密輸形態別の摘発件数・押収量の推移

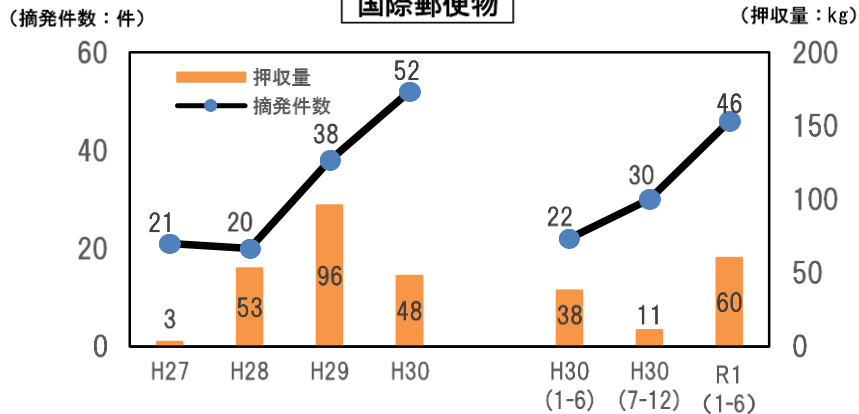
航空機旅客等



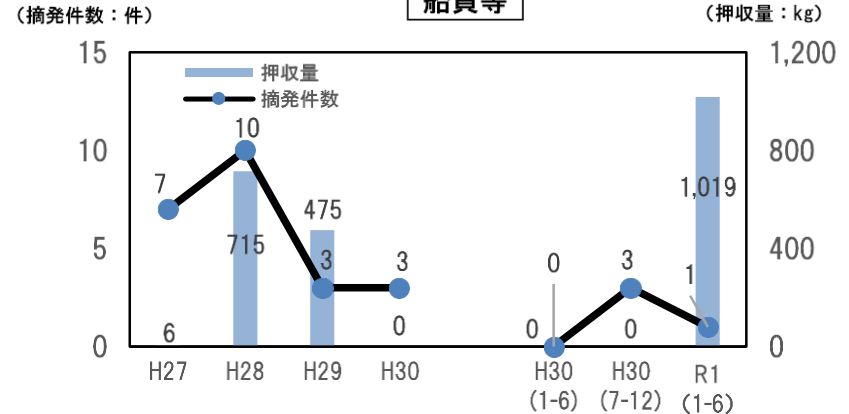
商業貨物等



国際郵便物



船員等

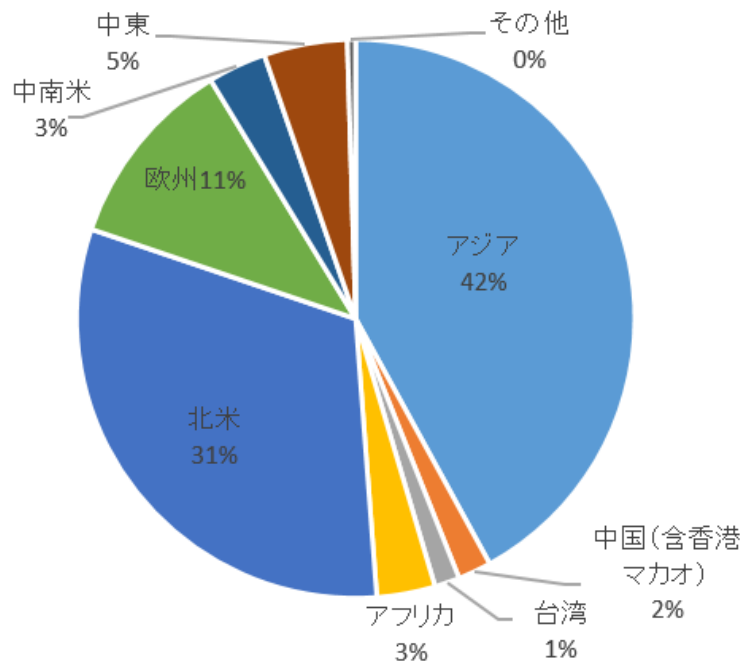


覚醒剤の密輸仕出地別の特徴 ～令和元年上半期～

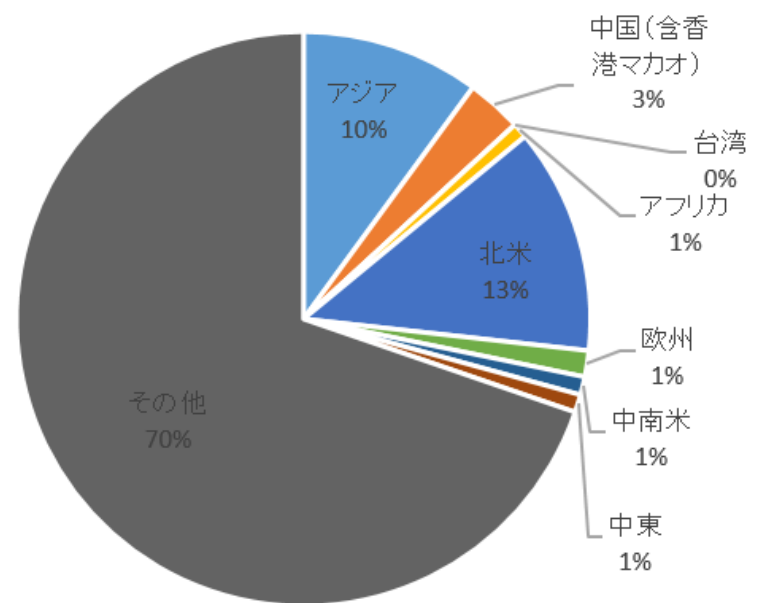
- ▶ 摘発件数ではアジア地域（アジア各国、中国(含香港マカオ)、台湾。以下同じ。）が45%と半数近くを占める。これに北米と欧州を加えるとほぼ9割
- ▶ 押収量では、アジア地域が13%、北米地域が13%、そのほか70%を占める。アジア地域では、特にタイ、マレーシアの増加が顕著

※そのほか70%を占めるのは、鳥島南西方沖において洋上取引された約1トンの仕出地が不明であるため

覚醒剤・仕出地域別件数



覚醒剤・仕出地域別押収量



○薬物乱用防止教室・税関見学受け入れ



○リーフレット・ポスター

「運び屋」を許さない。

不正薬物の密輸は重罪です。
 税関連上、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(又は併せ)

● 運ばない! ● 密かからない! ● 言わない!

税関 0120-461-961

あんた、運び屋したら人生終わりやで!

知らないから...
 では、すまれない!!

不要な荷物
 絶対に扱わない!!

運び屋は重罪です
 厳しく
 処罰されます!!

不正薬物の「運び屋」は、
 重大な犯罪です。
 日本でも外国でも
 絶対に
 容れず
 厳しく処罰されます。

他人から預かった荷物でも、
 所持した荷物については責任を
 問われます。「知らなかった」、
 「分らなかった」では、
 手まされません。

他人から
 不要な荷物は
 絶対に
 預からないように
 して下さい。

税関 0120-461-961

甘い誘いに乗って覚醒剤をはじめとした不正薬物の
 「運び屋」となるケースが増えています。

「運び屋」=不正薬物の密輸は、
重大な犯罪であり、厳しく処罰されます!

「海外からモノを運んでほしい」と頼まれて、チョコレートを持ち帰ったから...	発見された覚醒剤	約2.5kg	約4kg
預かったチョコレートから	発見された覚醒剤	7年	8年
		罰金 300万円	罰金 450万円

海外では死刑になることも!
 不正薬物の密輸はほとんどの国で重罪です。国によっては、死刑になることもあります。

24 密着ダイヤル 0120-461-961

麻薬犬、ナメんなよ。

税関は、覚醒剤など不正薬物の密輸を、
 全国の海や空港の水際で厳しく取り締まっています。

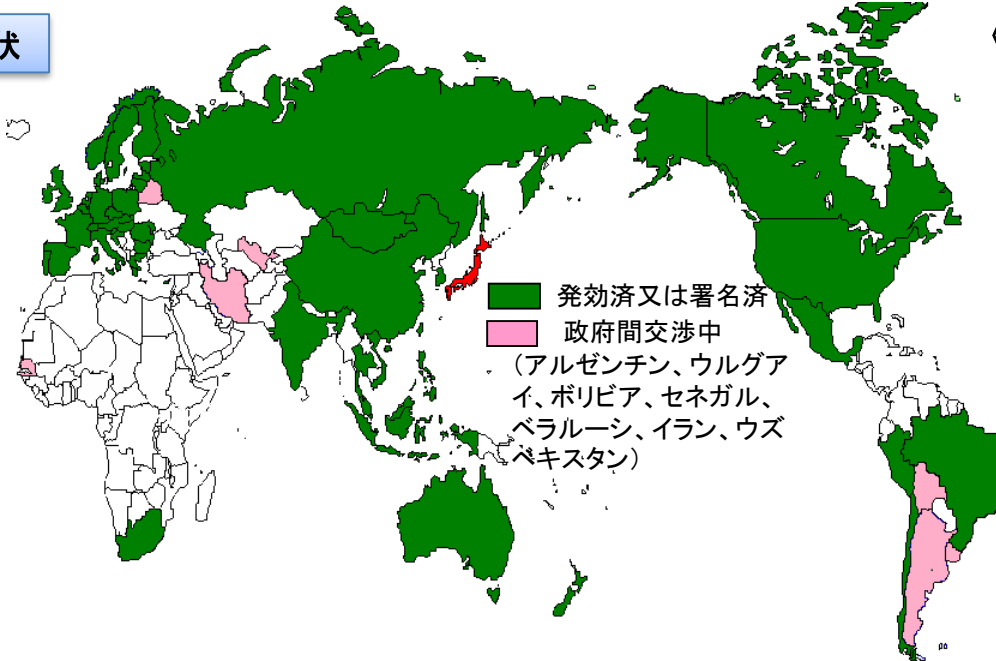
税関 0120-461-961

税関相互支援協定 (CMAA : Customs Mutual Assistance Agreement)

税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束

税関相互支援の枠組みの現状

《35か国・地域／令和元年9月現在》



～欧州(12)～

CMAA (7)
 イタリア EU オランダ スペイン
 ドイツ ノルウェー ロシア
EPA (1)
 スイス
税関当局間取決め (4)
 イギリス フランス ベルギー
 オーストリア

～アフリカ(1)～

CMAA
 南アフリカ

～北米・中南米(5)～

CMAA(3)
 アメリカ ブラジル(未発効) メキシコ
EPA(1)
 ペルー
税関当局間取決め(1)
 カナダ

～TPP～

TPP11(CPTPP):
 (発効済み)メキシコ、シンガポール、
 ニュージーランド、カナダ、オーストラ
 リア、ベトナム
 (署名待ち、未発効)ブルネイ、チリ、
 マレーシア、ペルー
 ※他の枠組みと重複しないチリのみ1
 か国として計上

～アジア・大洋州(16)～

CMAA(2): 韓国 中国
EPA(10): インド インドネシア オーストラリア シンガポール タイ フィリピン ブルネイ ベトナム マレーシア モンゴル
税関当局間取決め(3): オーストラリア ニュージーランド 香港 マカオ
その他の枠組み(1): 台湾

(注1) CMAA(Customs Mutual Assistance Agreement: 税関相互支援協定)、EPA(Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)

(注2) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上(例: オーストラリアとは経済連携協定、TPP及び税関当局間取決めを作成)

(注3) 経済連携協定は税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注4) 下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

(注5) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

(注6) TPP11(CPTPP)については、2018年3月に11か国で署名。協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について、協定の効力発生。